

## 第6回 定例農業委員会総会議事録（第25期）

1 日 時 令和5年12月25日（月）9時～10時30分

2 場 所 阿久根市役所大会議室

### 3 出席委員（9名出席）

②樫八重 玲子 ③高原 熊夫 ⑤白濱 和利 ⑥牛堀 佐喜子  
⑦園田 勇一 ⑨尻無濱 俊幸 ⑩中野 和徳 ⑪石原 勇一郎  
⑫田嶋 輝男

### 出席農地利用最適化推進委員（6名出席）

○小田 新一 ○山口 幸春 ○白肌 正 ○尾上 進 ○山平 俊治  
○野崎 正信

### 4 欠席委員

農業委員 ①久保 秀幸 ④矢檜 学 ⑧馬見新 貢  
農地利用最適化推進委員 ○石原 岩雄

### 5 議事日程

議案第55号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について  
議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第57号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第58号 非農地証明願いについて  
議案第59号 農用地利用集積計画について  
議案第60号 令和6年度阿久根市農作業賃金等標準額について

### 6 農業委員会事務局等出席職員

○農業委員会事務局 事務局長 大野 裕人  
管理係長 鍋藤 雄太  
主査 岩崎 展幸  
主査 高口 良輔  
主任 川畑 幸博  
○農政課 主事 京田 雄哉

議長 (田嶋 輝男)

皆さんおはようございます。ちょうど時間となりましたので始めさせていただきます。只今、事務局より報告がありましたように、現在9名の出席であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立していることを報告いたします。

これより第6回定例農業委員会総会を開会いたします。

**日程第1、議事録署名委員の指名**であります。議長において、3番高原熊夫委員、5番白濱和利委員を指名いたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第2、会期並びに議事日程の決定**を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、第6回 定例農業委員会総会は、本日1日限りと決定いたします。

なお議事日程については、お手元に配布してある日程表のとおりですので、ご了承願います。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第3、諸報告**であります。私は12月1日市役所にて矢檜学農業委員の辞令交付式があり、出席しました。また、12月5日鹿児島市で常設審議委員会、及び情報交換会があり、私が出席しました。

また、8日山下尾崎地区にて、薩摩出水女性委員の会研修会があり、私と樫八重委員と牛堀委員が出席しました。

以上で報告を終わりますが、皆さま方からありましたら、その他のところで報告をお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第4 議案第55号 農用地利用集積計画の農地中間管理事業分について**を議題といたします。それでは、農政課の説明を求めます。

農政課 (京田 雄哉)

議案第55号、農用地利用集積計画の農地中間管理事業分、令和5年第12号について説明いたします。

(資料にて説明)

以上です。

議長 (田嶋 輝男)  
農政課の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)  
なしということですが、よろしいですか。

委員 ～はいの声あり～

議長 (田嶋 輝男)  
質疑なしということですので、お諮りいたします。ただいま議題となっている件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)  
異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)  
**日程第5 議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請について**を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 (高口 良輔)  
それでは、議案第56号についてご説明いたします。議案書の3ページをご覧ください。今回農地法第3条の申請は、貸借権設定が1件です。

整理番号1について、借人は、〇〇で、貸人は、〇〇 〇〇氏です。申請の理由は、借人が経営している事業の一環として、甘藷を栽培するものであります。農地の有効利用は元より利用者の健康管理を図る意味でも効果が期待される場所です。また、労働力等につきましても、農作業の際は職員も一緒に従事することであり、許可要件もすべて満たしております。なお、本件は賃貸借による貸借権設定であり、契約期間は3年間です。

つきましては、只今述べましたとおり農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件のすべてを満たすものと考えます。以上で説明を終わります。

議長 (田嶋 輝男)  
事務局の説明が終わりました。次に、調査委員の報告を求めます。

11 番委員（石原 勇一郎）

議案第 56 号にかかる調査は、12 月 8 日に、1 番委員及び私並びに事務局担当職員で行いました。いずれの申請人の農機具の所有状況、就労日数、耕作面積などに問題はなく、営農にも積極的に取り組んでおられます。申請地の耕作意思も確認いたしました。したがって、調査結果は許可相当であります。以上で報告を終わります。

議長（田嶋 輝男）

調査委員の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長（田嶋 輝男）

なしということですが、よろしいですか。

委員 ～はいの声あり～

議長（田嶋 輝男）

お諮りいたします。本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。調査委員の報告のとおり許可することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長（田嶋 輝男）

異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長（田嶋 輝男）

**日程第 6、議案第 57 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題**といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（岩崎 展幸）

議案第 57 号について、ご説明いたします。今月の農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は、1 件です。

整理番号 1 の案件は、漁具倉庫、作業場への転用を目的とする使用貸借による設定です。申請地の位置は、市役所三笠支所から〇〇キロメートルの所です。申請地の農地の区分は、駅・市町村役場・インターチェンジ等の施設から 300m 以内にある農地であることから、第 3 種農地に該当します。申請人は、本市に居住されている〇〇〇〇氏です。申請人は、現在、漁業を営んでおり、申請地に網の保管、製造、修理等を行うための漁具倉庫と作業場を整備するため本件を申請されました。申請地は、整地され、漁具倉庫と作業場を整備されます。申請地の雨水処理は、自然流下によりに流水されます。

事務局（岩崎 展幸）

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長（田嶋 輝男）

事務局の説明が終わりました。次に、調査委員の報告を求めます。

11 番委員（石原 勇一郎）

議案第 57 号に係る調査結果について、報告します。調査は、12 月 8 日、私及び 1 番委員並びに事務局職員で行いました。

それでは、整理番号 1 の案件について報告します。申請地は、東側及び北側は道路、西側は畑、南側は鉄軌道に隣接していました。申請地の転用に当たっては、被害防除計画書が添付されており、緩衝地を設けるなどの措置をされることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。これらを含めた申請内容は、転用許可基準の立地基準及び一般基準に適合すると認めます。したがって、本件は許可相当であります。

議長（田嶋 輝男）

調査委員の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長（田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。調査委員の報告のとおり許可することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長（田嶋 輝男）

ご異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長（田嶋 輝男）

**日程第 7、議案第 58 号 非農地証明願ひについて**を議題といたします。

本件は、本委員会が行った農地法第 30 条第 1 項の調査において、非農地と判断し、また本市が行った荒廃農地の発生・解消状況に関する調査において農地に復元し、利用することが困難であると判定された土地であります。また、証明願ひが提出された後に行った、農地利用最適化推進委員による再調査においても同様の結果でありました。

したがって、本件については、非農地と判断することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。よって本件については、非農地とし、証明することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第8、議案第59号 農用地利用集積計画について**を議題といたします。  
事務局に説明を求めます。

事務局 (川畑 幸博)

それでは、議案第59号令和5年農用地利用集積計画書 第12号について説明させていただきます。なお、本計画書の公告年月日は令和5年12月28日となります。

(議案資料にて説明)

以上ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。  
質疑ございませんか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 (田嶋 輝男)

なしということですが、よろしいですか。

委員 ~はいの声あり~

議長 (田嶋 輝男)

お諮りいたします。ただいま議題となっている件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第9 議案第60号 令和6年度阿久根市農作業賃金等標準額について**を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 (川畑 幸博)

(議案内容説明)

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。関係機関等の情勢、年度別の改定の推移等を踏まえ、令和6年度の標準額について案が示されております。

このうち、一般作業の軽作業については、1日8時間あたりの標準額を7,200円とする。また、重作業については7,800円とする旨の説明であります。

また、機械作業については5年度において改定を実施しなかった32項目について、概ね2から3%の間で引き上げを行い、昨年委員から米の乾燥料金に係る項目を設置してほしい旨の意見を踏まえ、2項目について新設したとの説明でありました。

ここで、委員の皆さんからご意見、ご質問等を受けて、採決をとるところですが、しばらく確認の時間を取りたいと思います。

～議案及び資料確認～

議長 (田嶋 輝男)

それでは再開したいと思います。ご意見ある方はどうぞ。

9番委員 (尻無濱 俊幸)

コンバイン刈取には幅があり、これ以外の項目は固定になっている。標準額であれば幅を持たせるのではなく17,000円とか、きちっとした数字で示すべきと考えます。

議長 (田嶋 輝男)

ほかに意見はありませんか。

3番委員 (高原 熊夫)

標準価格ではあるが、ほ場の状態により作業のしやすいほ場と手間がかかるほ場があり、できれば、運搬は双方の話し合いによる、ほ場の状態によって金額は双方の話し合いによるという文言を入れてもらえたらと思います。

議長 (田嶋 輝男)

ほかに意見はありませんか。

委員 ～意見なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

それでは最終で、お諮りいたします。

一般作業のうち、軽作業の一日8時間あたりの標準額を7,200円に、また、重作業を7,800円とすることで承認してよろしいでしょうか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)  
異議なしとのことですので、一般作業の標準額については、承認されました。

議長 (田嶋 輝男)  
次に、機械作業の標準額について、ご意見、ご質問等はないでしょうか。

議長 (田嶋 輝男)  
意見等ないようでありますので、お諮りいたします。  
機械作業の 32 項目について改定を行い、2 項目について新設し、そのうえで備考欄の①～④の前段に、「①～④は、全作業共通とする」。グレンタンク式の「16,000 円～18,000 円」は「17,000 円」に修正する。「運搬は双方の話し合いによる」を削除する変更案で、承認してよろしいでしょうか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)  
異議なしとのことですので、機械作業の標準額については承認されました。

議長 (田嶋 輝男)  
ほかに、委員の皆さんから農作業標準額について、ご意見等はないでしょうか。

委員 ～なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)  
事務局からはないでしょうか。

議長 (田嶋 輝男)  
それでは、無いようですので、以上で議案第 60 号の審議を終わりますが、先程事務局から説明がありましたように、今回決定された農作業標準額は、令和 6 年 4 月からの標準額になりますので、各委員は時期を踏まえたうえで、情報提供をお願いします。

議長 (田嶋 輝男)  
以上で提案された議案は全て終了いたしました。それでは、そのほかに、皆さん方から報告などがありましたらお願いします。ないですか。

委員 ～なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)  
事務局はありませんか。

事務局（鍋藤 雄太）  
ごさいません。

議長（田嶋 輝男）  
それでは、ほかにはないので、以上をもって総会を閉会いたします。

閉会時刻 10 時 30 分